係長　安武壽志子（同課同係長）
▼泗水総合支所産業建設課課長補佐兼農林振興係長　上村雅一（同支所産業振興課課長補佐農林振興担当）
▼教育委員会事務局菊池市中央公民館課長補佐兼公民館係長　倉原安浩（都市整備課住宅係長）
▼社会体育課課長補佐　清田幸臣（健康推進課課長補佐（県広域連合派遣））

●係長級

▼総務部同課同係長兼選挙管理委員会事務局係長　泉　大助（商工観光課商工労政係長兼同課中心市街地対策室係長）
▼同課行政係長　原田景子（同課同係参事）
▼職員課人事研修係長　宇野木洋一（下水道課管理係長）
▼同課給与厚生係長　中尾孝浩（福祉課障がい福祉係長）
▼同課課付係長　守田英二（人権啓発課西部市民センター係長）
▼財政課同係長　山田哲二（商工観光課観光振興係長）
▼企画部国際交流課同係長　村田義喜（泗水総合支所建設課同係長）
▼市民部同課市民年金係長　髙木智生（行政改革推進課同係参事）
▼福祉課障がい福祉係長　竹村秀一（七城総合支所民生課衛生福祉係長）
▼生きがい推進課高齢福祉係長（ねんりんピック担当）　安武邦男（泗水総合支所民生課衛生福祉係長）
▼同課包括支援係長　宮村恵美（健康推進課同係長）
▼健康推進課同係長　渡邊弘子（同課同係参事）
▼経済部ブランド推進課同係長　田代誠士（七城総合支所産業振興課農林振興係長）
▼建設部都市整備課住宅係長　財津裕一（健康推進課国保・医療給付係参事）
▼七城総合支所民生課衛生福祉係長　古田十咲（同課同係参事）
▼同支所産業建設課農林振興係長　請野貞昭（徴税課同係参事）
▼泗水総合支所総務振興課同係長　髙島英輔（同課同係参事）
▼同支所産業建設課建設係長　中原親弘（同支所産業振興課農林振興係長）
▼教育委員会事務局学校教育課学務係長　安武睦夫（職員課人事研修係長）
▼七城分室教育課同係長　古橋郁代（七城総合支所民生課市民係参事）
▼旭志分室教育課同係長　井本かおる（農林整備課耕地係長）

●機構改革

機構改革により課名が次のとおり変わりました。

▼総務部男女共同参画推進課（男女共同参画推進室）
▼企画部企業誘致対策課（企業誘致対策室）
▼経済部ブランド推進課（新設）
▼各総合支所産業建設課（各総合支所産業振興課・建設課）

●退職（3月31日付）

▼緒方希八郎（総務部長）
▼原川智明（市民部長）
▼後藤　定（経済部長）
▼岡﨑俊裕（建設部長）
▼松永完一（会計管理者）
▼古閑昭二郎（七城総合支所長）
▼岩木精四郎（議会事務局長）
▼松下幸二（経済部農林整備課長）
▼小田政芳（地籍調査課長）
▼大場大平（商工観光課長）
▼狩野良一（七城総合支所産業振興課長）
▼大山俊子（つまごめ荘介護士）
▼西口ひとみ（学校教育課菊池北小学校調理師）
▼緒方惠子（同課河原小学校調理師）
▼藤崎貴代美（同課水源小学校調理師）
▼稗田淑美（同課旭志中学校調理師）
▼五島千秋（農業委員会事務局長）
▼平山　茂（教育委員会事務局菊池市中央公民館参事）

相談

5月の「税」の納期限 5月31日（月）

問い合わせ先　税務課　☎(25)7206　☎(25)7207

●軽自動車税全期
●固定資産税第1期

※口座振替を利用している人は、5月25日(火)に振替を行いますので、残高の確認をお願いします。

無料法律相談会

5月10日(月)開催
とき　5月10日（月）午前10時～午後3時
ところ　熊本地方裁判所山鹿支部
相談員　弁護士、民事・家事調停委員、法務局職員
相談内容　民事・刑事の法律問題、サラ金・破産問題、離婚・相続問題、登記、人権問題など
問い合わせ先　熊本地方裁判所山鹿支部　☎0968（44）5141

5月27日(木)開催
とき　5月27日（木）午前10時～午後3時（受付は午後2時30分まで）
ところ　熊本県民交流館パレア
相談員　弁護士、法務局・裁判所職員
相談内容　一般法律、登記、人権問題、各種申立手続案内など
問い合わせ先　熊本地方裁判所総務課　☎096（325）2121

地デジ受信相談窓口開設

2011年7月の地デジ移行に便乗して、架空の工事料金や加入負担金を請求するといった詐欺が発生しています。

そこで特に高齢者・障がい者などを対象として、地上デジタル放送に関する正しい知識と情報を伝え、技術的なお手伝いを目的とし、地上デジタル放送受信相談会を開催します。

開催日程

とき	ところ
5月17日（月）	本庁舎1階ロビー
18日（火）	本庁舎1階ロビー
19日（水）	七城総合支所1階ロビー
20日（木）	旭志総合支所1階ロビー
21日（金）	泗水総合支所1階ロビー

※時間は午前10時から午後4時。
※入場・相談は無料です。

問い合わせ先　総務課　☎（25）7111
デジサポ熊本（総務省熊本県テレビ受信者支援センター）
☎096（325）6255

申請

身体や精神に障がいのある人の軽自動車税を減免します

身体や精神に障がいがある人名義の軽自動車など（家族の人の運転も含む）で、障がいの程度、使用目的など一定の要件を満たしている場合には軽自動車税が減免されます。

ただし、減免は普通車を含め1人1台で、毎年申請が必要です。

申請期限　5月24日（月）
申請に必要なもの
・納税通知書
・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など
・運転する人の運転免許証
・車検証
・印かん
問い合わせ先　税務課市民税係　☎（25）7206

地域づくりを推進する団体・行政区などへの補助制度があります

地域づくり施設整備事業

地域の自然・生活環境を保全および改善や地域住民の防災・安全の確保、地域の優れた風景の保存および整備に対する補助。

例えば、掲示板などの設置、コミュニティ公園の整備、景観整備などが対象となります。

対象経費　需用費（消耗品費・印刷製本費）、使用料および賃借料、工事費、原材料費、備品購入費ほか
補助率・限度額　対象経費の2分の1以内で、40万円を上限とします。

地域づくり活動事業

地域の自然・生活環境の保全・整備や地域の防災・安全、地域住民の融和・健康・福祉を増進することに対する補助。

例えば、里山整備活動、防災訓練、地域の祭り・軽スポーツ大会などが対象となります。

対象経費　報償費（講師謝金など）、需用費（消耗品費・印刷製本費）、使用料および賃借料、原材料費、備品購入費ほか
補助率・限度額　対象となる経費の2分の1以内で、20万円を上限とします。

人材育成事業

国・県などが実施する事業への参加や体験学習や地域活動の実践、先進地の活動視察研修に対する補助。

例えば、地域づくり講習会への参加、先進地研修などが対象となります。

対象経費　受講料、参加費、宿泊費、交通費ほか
補助率・限度額　対象となる経費の2分の1以内で、10万円を上限とします。

共通事項

対象となる団体
①各行政区およびこれに準ずる団体、またはその集合体
②地域づくりを目的として活動するNPO法人およびこれに準ずる10人以上の団体
※②の団体は、規約などで地域づくりまたはそれに準ずる目的が明記されている団体。

申込期限　5月31日（月）
申請方法　補助金申請書および関係書類を添えて、企画振興課または、各総合支所総務振興課まで提出してください。

その他
・国、県または他の補助事業に該当し、その助成を受けた場合は、この補助金は交付しません。また、本市の他の補助事業の対象となる事業の場合も、同様です。
・地域づくり活動事業のイベントなどの同一事業は、補助期間が3年となります。

問い合わせ・申込先　企画振興課企画振興係　☎（25）7250
各総合支所総務振興課

募集

菊池市営住宅補充入居者

菊池市営住宅に空き部屋が発生した際、速やかに入居を紹介できるよう補充入居者を募集します。詳しい内容は、広報きくち4月号25ページまたはホームページでご確認ください。

受付期間　6月1日（火）～6月15日（火）の午前8時30分～午後5時必着（期日厳守）
※土・日・祝日を除く
問い合わせ・申込先　都市整備課住宅係　☎（25）7243
各総合支所産業建設課

賃貸や売買を考えている人へ

菊池市では、市内にある空き家や空き地の賃貸および売却を考えている所有者から、市へ情報提供いただいたものを登録し、物件を希望する人に情報提供する菊池市空き家・空き地情報活用制度を設けています。

一戸建ての空き家であれば所在地、規模、間取りなどは問いません。空き家所有者で賃貸や売買をお考えの人は、ぜひ相談窓口へ情報をお寄せください！

制度の流れ
①空き家・空き地を賃貸・売却したい人が物件情報を登録。物件情報をホームページへ公開します。
②物件を見た購入希望者が登録。利用希望者による物件の情報提供要望を受け付けます。
③物件登録者へ利用希望者情報を連絡し、利用希望者へ物件所有者情報を連絡。
④交渉・契約となります。

直接型　当事者間で交渉
間接型　市との協定締結宅建業者へ仲介依頼
※市役所は、賃貸または売買物件の管理や仲介を行うわけではなく、あくまでも紹介を行うのみです。
※間接型を希望する場合は、宅地建物取引業法に基づく仲介手数料が必要となります。

手続方法

物件情報の登録を希望する人
菊池市空き家・空き地情報登録申込書および菊池市空き家・空き地情報物件登録書により申し込んでください。

物件情報の利用を希望する人
菊池市空き家・空き地情報利用登録申込書により申し込んでください。

問い合わせ・申込先　都市整備課住宅係　☎（25）7243